

宇治市ゼロカーボン設備導入事業費補助金交付要項

(趣旨)

第1条 この要項は、ゼロカーボン社会の実現を目的として、住宅におけるエネルギーの自立化及び効率化を推進するため、市内の住宅に住宅用太陽光発電設備及び住宅用蓄電設備を同時に設置した者（住宅用太陽光発電設備及び住宅用蓄電設備と同時に高効率給湯機器又はコージェネレーションシステムを設置した者を含む）に対し、予算の範囲内においてゼロカーボン設備導入事業費補助金（以下、「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要項で使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 申請者が市内に所有し、かつ、居住している一戸建ての建築物をいう。ただし、店舗、事務所その他事業の用に供する部分を含むものを除く。
- (2) 補助対象設備 第3条第1項第1号から第4号に掲げる設備をいう。
- (3) 着手 補助対象設備の設置に係る契約又は工事開始のいずれか早い方をいう。
- (4) 完了 補助対象設備の設置に係る契約に基づく工事の完了又は代金支払いのいずれか遅い方をいう。

(補助対象設備)

第3条 補助対象設備は次の各号に掲げる設備とする。

- (1) 住宅用太陽光発電設備
- (2) 住宅用蓄電設備
- (3) 高効率給湯機器
- (4) コージェネレーションシステム

2 前項各号に掲げる補助対象設備に係る交付要件は、前項第1号及び第2号に掲げる補助対象設備については別表1に、前項第3号及び第4号に掲げる補助対象設備については別表2に定めるとおりとする。

3 前項の規定にかかわらず、第1項第3号に掲げる高効率給湯機器又は第4号に掲げるコージェネレーションシステムを、宇治市家庭向け自立型再生可能エネルギー導入事業費補助金交付要項第3条第1項第1号に規定する住宅用太陽光発電設備及び第2号に規定する住宅用蓄電設備と同時に、申請日の属する年度内に設置した場合は、この要項に定める補助金の交付申請に併せて、宇治市家庭向け自立型再生可能エネルギー導入事業費補助金交付要項に定める補助金の交付申請を行うことができる。

4 前項の規定に基づき宇治市家庭向け自立型再生可能エネルギー導入事業費補助金の交付を申請する場合には、この要項に定める補助金の交付申請と同時に行わなければならない。

5 前項の場合において、補助金の交付申請ができる期間は、宇治市家庭向け自立型再生可

能エネルギー導入事業費補助金交付要項の規定にかかわらず、この交付要項の定めによるものとする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費は、別表3に定める経費とし、第7条第2項に定める補助対象事業により購入又は実施されたことを証明できるものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は別表4に定める額とする。

- 2 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、それぞれ、その端数を切り捨てた額とする。

(補助対象者)

第6条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に規定する要件を全て満たす個人とする。ただし、同一の住宅につき、この要項に基づく補助金の交付は1回限りとする。

- (1) 市内に自らが所有し、かつ、居住している住宅に補助対象設備を同時に設置した者
(新築時の設置を含む)
- (2) 当該住宅において、宇治市家庭向け自立型再生可能エネルギー導入事業費補助金交付要項に基づく補助金の交付を受けたことがない者
- (3) 市税を滞納していない者
- (4) 宇治市暴力団排除条例(平成25年宇治市条例第43号)第2条第4号に規定する暴力団員等でない者

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、第3条第1項第1号及び第2号に掲げる補助対象設備については、宇治市ゼロカーボン設備導入事業費補助金交付申請書兼実績報告書(別記様式第1号)に、第3号又は第4号に掲げる補助対象設備については、宇治市ゼロカーボン設備導入事業費補助金交付申請書兼実績報告書(別記様式第2号)に市長が必要と認める書類を添えて提出しなければならない。

- 2 前項に規定する申請書兼実績報告書を提出できる期間は、補助対象設備の設置事業(以下「補助対象事業」という。)の完了後、補助対象事業に着手した日の属する年度の市長が別に定める期間内とする。
- 3 前項の規定に関わらず、第9条第2項に規定する事業の開始の承認を受けた者は、当該承認を受けた日の属する年度の翌年度の市長が別に定める期日以内に、第1項に規定する交付申請書兼実績報告書を提出しなければならない。
- 4 申請者は、補助対象設備を設置した住宅を他の者と共有している場合は、その共有者の承諾を得ていなければならない。

(交付の決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請にかかる書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等によりその適否を審査し、補助金の交付又は不交付を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、宇治市ゼロカーボン設備導入事業費補助金交付決定兼確定通知書（別記様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により補助金の不交付を決定したときは、宇治市ゼロカーボン設備導入事業費補助金不交付決定通知書（別記様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

(2年度にわたる場合の事業開始承認申請)

第9条 申請者のうち、住宅の新增築工事と補助対象設備の設置工事を一体として契約する者で、補助対象事業に必要な期間が1年以上であって2年度にわたって事業を実施しようとする者は、当該事業に着手する前に宇治市ゼロカーボン設備導入事業費補助金事業開始承認申請書（別記様式第5号）に市長が必要と認める書類を添えて市長に提出し、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査した上で事業開始の承認の可否を決定し、承認したときは、宇治市ゼロカーボン設備導入事業費補助金事業開始承認通知書（別記様式第6号）により、事業の開始を承認しないときは、宇治市ゼロカーボン設備導入事業費補助金事業開始不承認通知書（別記様式第7号）により、事業開始の承認を申請した者(以下「承認申請者」という。)に通知するものとする。

3 承認申請者は、第2項の規定による承認を受けた日以後でなければ、補助対象事業に着手してはならない。

4 第2項に規定する承認を受けた補助対象事業を実施しようとする者(以下「実施予定者」という。)は、承認を受けた内容に変更が生じた場合は、あらかじめ宇治市ゼロカーボン設備導入事業費補助金事業変更承認申請書（別記様式第8号）に、市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

5 第2項に規定する承認を受けた日の属する年度(以下「承認年度」という。)内に補助対象事業を完了したときは、当該承認を取り消すものとする。

6 実施予定者は、承認年度の翌年度の4月1日から市長が別に定める日までの期間については、補助対象事業を実施してはならない。

7 実施予定者は、承認年度の翌年度の市長が別に定める期日までに第7条第1号及び第3号の規定による交付申請を行わなければならない。

8 第2項に規定する承認は、承認年度の翌年度に予算措置がされないときは、その効力を失うものとする。

(補助金の請求)

第 10 条 第 8 条第 2 項の規定による補助金の交付決定兼確定通知を受けた者（以下「交付対象者」という。）は、当該通知を受けた日以後速やかに、宇治市ゼロカーボン設備導入事業費補助金交付請求書（別記様式第 9 号）を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第 11 条 市長は、前条の規定による請求を受けたときは、交付対象者に対し補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第 12 条 市長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当すると認められた場合は、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽又は不正の事実に基づいて補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。
- (2) この要項の規定に違反したとき。
- (3) その他、市長が不相当と認めるとき

2 市長は、前項の規定による交付決定の取消しを行ったときは、宇治市ゼロカーボン設備導入事業費補助金取消通知書（別記様式第 10 号）により、交付対象者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第 13 条 市長は、前条第 1 項の規定により補助金の交付決定の取消しを行った場合において、既に補助金が交付されているときは、宇治市ゼロカーボン設備導入事業費補助金返還命令書（別記様式第 11 号）により、期限を定めてその補助金の返還を命ずることができる。

(調査及び指導)

第 14 条 市長は、補助金の交付に関する事務を適正に執行するため、補助対象設備の設置及び管理の状況並びに補助対象設備が設置された住宅の状況について調査し、必要な指導をすることができる。

(管理)

第 15 条 第 11 条に規定する補助金の交付を受けた者（以下「補助金の交付を受けた者」という。）は、取得価額が 50 万円以上の取得財産(補助対象設備)については、補助対象設備をその法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数）の期間中、善良な管理者の注意をもって維持管理し、補助金の目的に従い、その効率的運用を図らなければならない。

(財産処分の制限等)

第 16 条 補助金の交付を受けた者は、補助対象設備をその法定耐用年数の期間内に廃棄、売却等により処分しようとするときは、あらかじめ宇治市ゼロカーボン設備導入事業費補助金に係る財産処分承認申請書（別記様式第 12 号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

（自家消費量の報告）

第 17 条 市長は、補助金の交付を受けた者に対し、太陽光発電設備の発電電力量、自家消費率及び売電量についての報告を求めることができる。

（協力）

第 18 条 市長は、補助金の交付を受けた者に対し、次の各号に掲げる事項について協力を求めることができる。

- （1） 補助対象設備に係るアンケートへの回答
- （2） 市長が必要と認める事項

（その他）

第 19 条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要項は、令和 6 年 11 月 1 日から施行し、令和 6 年 8 月 21 日から適用する。

（経過措置）

- 2 令和 6 年度に限り、宇治市家庭向け自立型再生可能エネルギー導入事業費補助金交付要項の規定により、既に当該補助金の交付を受けている者が、本補助金交付要項第 3 条第 3 号又は第 4 号に掲げる設備について、同補助金の交付を申請することができるものとする。ただし、宇治市家庭向け自立型再生可能エネルギー導入事業費補助金の交付を受けた補助対象事業は、令和 6 年 4 月 1 日以降に着手した場合に限る。

（施行期日）

- 3 この要項は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（施行期日）

- 4 この要項は、令和 8 年 4 月 1 日から施行し、令和 8 年度分の補助金から適用する。

（施行期日）

- 5 この要項は、令和 8 年 6 月 2 日から施行し、令和 8 年度分の補助金から適用する。

別表1（第3条関係）

補助対象設備	交付要件
住宅用太陽光発電・蓄電設備	<p>(1) 住宅用の太陽光発電設備（公称最大出力が2kW以上10kW未満のものに限る。）及び住宅用の蓄電設備（蓄電容量が1kWh以上、かつ据置型(定置型)であって、原則としてアンカーボルト等で固定された設備であること。）を同時に設置するものであること。</p> <p>(2) 設置される設備が、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成23年法律第108号)に基づく固定価格買取制度(FIT)の認定、又はFIP制度の認定を取得しないものであること。</p> <p>(3) 設置される設備が、各種法令等に準拠した設備であること。</p> <p>(4) 設置される設備が、商用化され、導入実績があるものであること。</p> <p>(5) 設置される設備が、中古設備でないこと。</p> <p>(6) 設置される設備が、PPA又はリースにより導入される設備でないこと。</p> <p>(7) 法定耐用年数を経過するまでの間、補助対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果について、J-クレジット制度への登録を行わないこと。</p> <p>(8) 設置される住宅用の太陽光発電設備について、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（令和7年3月10日環地域事発第2503102号改正。以下「国実施要領という。」）別紙2地域脱炭素移行・再エネ推進交付金交付対象事業となる事業（重点対策加速化事業）2.交付対象事業の内容ア屋根置きなど自家消費型の太陽光発電（ア）太陽光発電設備（自家消費型）に定められている交付要件を満たすこと。</p> <p>(9) 設置される住宅用の蓄電設備について、国実施要領別紙2地域脱炭素移行・再エネ推進交付金交付対象事業となる事業（重点対策加速化事業）2.交付対象事業の内容ア屋根置きなど自家消費型の太陽光発電（イ）蓄電池に定められている交付要件を満たすこと。</p> <p>(10) 設置される設備に関して、国が交付する他の補助金の交付を受けていないこと。</p>

別表2（第3条関係）

補助対象設備	交付要件
高効率給湯機器・	(1) 別表1に定める補助対象設備と住宅用の高効率給湯機器又はコ

コージェネレーションシステム	<p>ージェネレーションシステムのいずれか3点を同時に設置することであること。</p> <p>(2) 設置される設備が、各種法令等に準拠した設備であること。</p> <p>(3) 設置される設備が、商用化され、導入実績があるものであること。</p> <p>(4) 設置される設備が、中古設備でないこと。</p> <p>(5) 設置される設備が、リース設備でないこと。</p> <p>(6) 設置される高効率給湯機器について、従来の給湯機器等に対して30%以上省CO₂効果が得られるものであること。</p> <p>(7) 設置されるコージェネレーションシステムについて、都市ガス、天然ガス、LPG、バイオガス等を燃料とし、エンジン、タービン等により発電するとともに、熱交換を行う機能を有する熱電併給型動力発生装置又は燃料電池であること。</p> <p>(8) 設置される設備に関して、国が交付する他の補助金の交付を受けていないこと。</p>
----------------	--

別表3（第4条関係）

区分	費目	細分	内容
工事費	本工事費 (直接工事費)	材料費	事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価は建設物価（建設物価調査会編）、積算資料（経済調査会編）等を参考のうえ、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して適切な単価とする。
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する資金等の人件費をいう。この労務単価は、毎年度農林水産、国土交通の2省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を参考として、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して適切な単価とする。
		直接経費	事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。 ①特許権使用料（契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する経費） ②水道、光熱、電力料（事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料） ③機械経費（事業を行うために必要な機械の使

			用に要する経費（材料費、労務費を除く。） ④負担金（事業を行うために必要な経費を契約、協定等に基づき負担する経費、系統を用いて供給する事業の場合は送配電事業者の有する系統への電源線、遮断機、計量器、系統設備に対する工事負担金（1.35万円/kWを上限とする。）
本工事費 (間接工事費)	共通仮設費		事業を行うために直接必要な現場経費であって、次の費用をいう。 ①事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用 ②準備、後片付け整地等に要する費用 ③機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用 ④技術管理に要する費用 ⑤交通の管理、安全施設に要する費用
	現場管理費		事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいう。
	一般管理費		事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいう。
付帯工事費			本工事費に付随する直接必要な工事（補助要件に定める柵塀に係る工事を含む。）に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。
機械器具費			事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。
測量及び試験費			事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。
設備費	設備費		事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する経費をいう。

別表4（第5条関係）

対象設備	補助金の額
住宅用太陽光発電設備	太陽電池モジュールの公称最大出力値の合計値に1kWあたり

	<p>40,000 円を乗じて得た額とし、上限を 160,000 円とする。</p> <p>ただし、補助対象経費の 2 分の 1 の額とする。</p> <p>※算定に用いる出力については、太陽電池モジュールの JIS 等に基づく公称最大出力値の合計値とパワーコンディショナーの定格出力の合計値の低い方を 1kW 単位で小数点以下を切り捨てた値とする。</p>
住宅用蓄電設備	<p>蓄電設備の蓄電容量に 1 kWh あたり 45,000 円を乗じて得た額とし、上限を 270,000 円とする。</p> <p>ただし、補助対象経費の 2 分の 1 の額とする。</p> <p>※算定に用いる蓄電容量は、単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池の値で、kWh 単位で小数点第 2 位以下を切り捨てた額とする。</p>
高効率給湯機器	<p>補助対象経費の 2 分の 1 の額とし、上限を 300,000 円とする。</p>
コージェネレーションシステム	<p>補助対象経費の 2 分の 1 の額とし、上限を 800,000 円とする。</p>